

令和7年10月27日

件名 11月10日「ぐんま住警器の日」に伴う広報活動について

平成30年から、群馬県と県内全消防本部で毎月10日を「ぐんま住警器の日」と定めた（住警器とは、住宅用火災警報器を略したものであり、10日のじゅうと住警器のじゅうをかけている。）。

住宅用火災警報器は、全ての住宅が設置対象となっており、令和7年群馬県の設置率は80.8%で、全国36位と低い結果となっている。

住警器設置率の向上を目的に、高崎市等広域消防局では下記のとおり広報活動を実施する。

記

- 1 日 時 令和7年11月10日（月） 14時から15時まで
- 2 場 所 高崎駅西口・東口ペデストリアンデッキ上（雨天時コンコース内）
- 3 内 容 住警器の設置及び維持管理の呼びかけ、啓発品（消防局オリジナルウェットティッシュ）の配布
- 4 参加者 消防局員（消防局次長含む5人）及び高崎市女性防火クラブ（役員8人）
- 5 報道対応 予防課長

【本件に関する問い合わせ】

消防局予防課

電話：027-324-2214